

## VI 消費生活トラブル注意報！！（令和２年度）

※県内の消費生活相談窓口に寄せられた相談の中から、若者に多い事例について紹介しています。

第 41 号 (2020 年 4 月)	●電気の契約切り替えトラブルにご注意ください！	P57
第 42 号 (2020 年 6 月)	●「相談に乗るだけで儲かる？」詐欺的サクラサイトに注意しましょう！	P58
第 43 号 (2020 年 8 月)	●「楽しくお金を稼ぐ方法！」その SNS のお誘いは大丈夫??	P59
第 44 号 (2020 年 10 月)	●「新型コロナ関連の持続化給付金」の不正受給は犯罪です！	P60
第 45 号 (2020 年 12 月)	●ビジネスセミナーで学生に高額なコンサルティング契約！	P61
第 46 号 (2021 年 2 月)	●ネット通販で注文した「お試し」価格のサプリ、体調不良を感じたら商品の使用を中止しましょう。	P62

# 電気の契約切り替えトラブルに ご注意ください！



一人暮らしのアパートに、大手電気会社を名乗る男性が来訪し「メーターの計り方が変わります。このアパートの方は皆さん手続きされました」と言われた。よく分からなかったが指示されるままに署名した。

その後、「電気料金等のお知らせ」が届き、今まで契約していた大手電力会社から、別の会社との契約になっていたことに気が付いた。  
(10代 男性)



(アドバイス)

## ◆電気の切り替えについての相談が多く寄せられています。

契約したつもりはないのに別会社との契約に切り替わっていた等の相談が消費生活センターに寄せられています。

電力会社の勧誘を受けた際は、料金のみでなく、契約内容をよく確認したうえで契約しましょう。

## ◆大手電力会社をかたるケースもあります。

大手電力会社やその子会社をかたって勧誘するケースもみられます。

勧誘してきた会社と新たに契約する会社に社名や問い合わせ先をよく確認しましょう。また、「アパート全体で切り替える」と言われても、うのみにせず、貸主、不動産会社等に確認してください。

## ◆不安や疑問を感じたら相談しましょう。

少しでも不安や疑問を感じた場合は、家族や周囲の人、お近くの消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう。



### ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

\* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

# 「相談に乗るだけで儲かる？」 詐欺的サクラサイトに注意しましょう！



## (相談事例)

ネットで在宅ワークを探していたら、「メールで悩みの相談に乗るだけで月30万円の収入を得ることができる」というサイトを見つけ登録した。

さっそく依頼が入ったため相談に乗ろうとすると、情報登録料、情報開示料、利用申請料などの支払いが必要だった。相談相手が後で支払うというので運転免許証の画像をメールに添付して送り、先に料金を支払った。

しかし、その後もシステムエラー復旧のための費用や報酬を受取るための費用などと称し、様々な名目で金銭の支払いを要求され、最終的に50万円を支払ったが全く報酬を得ることはできなかった。



## (アドバイス)

- ◆サクラサイトとは、サイト業者に雇われた“サクラ”が消費者にメール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払いを続けさせるサイトを言います。サクラサイトの手口には、いろいろなパターンがあります。見知らぬ人と簡単なメール等のやり取りで大金がもらえることは絶対にありません。サービスを利用する度に利用料等の請求を受ける場合は、特に注意してください。また、詳細な個人情報を伝えることで、さらにトラブルに巻き込まれる場合もあるので、安易に個人情報を提供しないでください。
- ◆少しでもおかしいと思った場合は、お金を支払う前に、お住まいの市町村の消費生活センターに相談しましょう。

## ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

\* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

# 「楽しくお金を稼ぐ方法！」 そのSNSのお誘いは大丈夫??



## (相談事例)

SNSで知り合った人から「副業しないか」と誘われた。カフェで会って説明を受けると、「ブログを書いて集客する。最初は誰でも月1～5万円の収益がある」と言われ、持っていたクレジットカード以外に、更にクレジットカードを作り、32万4千円の情報商材を購入した。

技術的な指導はなく、だまされたと思う。返金して欲しい。

(20歳代 学生)



## (アドバイス)

- ◆新型コロナウイルス等で収入が減り、探した副業でだまされるという相談が寄せられています。
- ◆簡単にお金を稼ぐことはできません。「だれでも稼げる」「儲かる」といった広告を簡単に信用しないようにしましょう。
- ◆情報商材は購入するまでは内容を確認することができないため、購入してみたら広告や説明と違ったというトラブルが多くなっています。また、話を聞くだけのつもりが断りきれずに契約をしてしまう事例もあります。安易に事業者へ連絡しないようにしましょう。
- ◆初めに少額の情報商材を販売して、あとから高額な契約を勧められる事例もあります。話が違うと思ったら、きっぱりと契約を断りましょう。
- ◆高額を支払うするためにクレジットカードや借金を勧められても、「契約はしない」とはっきり伝えて断りましょう。
- ◆困った時には、お住まいの市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう。

### ※情報商材とは

インターネットの通信販売等で、副業、投資やギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して販売されている情報（PDF等の電子媒体、動画、メールマガジン等）のことです。

## ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

\* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

# 「新型コロナ関連の持続化給付金」の不正受給は犯罪です！

## （相談事例）

知人から個人事業主ではないのに「持続化給付金」の申請が可能だと誘われた。代理人に自営業をやっていることにして申請してもらい、給付されたら謝礼を渡せばいいようだ。怪しい話だが信じていいだろうか。

（20代男性）



## （アドバイス）

### ● 持続化給付金の不正受給は犯罪です。

持続化給付金は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入の減少した中小企業や個人事業主に対して支払われます。

事業を行っておらず受給資格がないサラリーマンや学生、無職の人が自身を事業者と偽って申請をすることは犯罪行為にあたります。

SNSを通じて誘われた事例のほか、友人や知人から誘いを受ける事例も見られます。不正受給は罪に問われる可能性が高いため、たとえ友人からの誘いであっても、きっぱりと断りましょう。

### ● 不審に思ったりトラブルにあった場合は消費生活センターに相談しましょう。

持続化給付金の不正受給を持ちかける悪質な誘いや、実際に持続化給付金を不正に受け取ってしまった場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。消費生活相談員が今後の対応について助言します。

### ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999（日曜日でも電話相談可）

福岡市 092-781-0999（第2・第4土曜日でも電話相談可）

北九州市 093-861-0999（土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで）

\* 消費者ホットライン TEL（局番なし）188（いやや!）

（あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します）

※ナビダイヤル通話料金が発生します



# ビジネスセミナーで学生に 高額なコンサルティング契約！



大学の友人に「ビジネスセミナーに参加しないか」と誘われて参加した。



内容は、SNSで集客し得意分野の情報を販売し、利益を得るネットビジネスの話だった。「スキルを身に付けることが重要だ」「就職に有利になる」などと言われ、「月に100万円稼ぐ人もいる」「大手企業から内定をもらった人がいる」と成功談を紹介された。



ビジネスをするためには会員になる必要があり、約30万円で教材などの購入とコンサルティング契約がセットだった。



お金が無いと言って断ろうとしたが、「クレジットカードを作って支払えばよい」と言われ、断り切れずにクレジットカードを作り契約した。



しかし、実際には全く儲からず支払いが苦しい。



## (アドバイス)

- ◆セミナー会場に安易に足を運ばないでください。断りにくい状況になり契約してしまうことがあります。
- ◆親しい友人からの誘いでも、少しでも気が進まなかったり不審な点があれば、はっきりと断りましょう。
- ◆契約のためにクレジットカードを作らせたり、借金を勧める業者には注意してください。  
「スキルを身に付ける」「就職に有利」「人脈が広がる」などの若者向けの誘い文句に惑わされないようにしましょう。また、セミナーでは成功談ばかりを強調する業者がいますが、事実である保証はありません。
- ◆少しでもおかしいと思った場合は、お金を支払う前に、お住まいの市町村の消費生活センターに相談しましょう。

## ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

\* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

# ネット通販で注文した「お試し」価格のサプリ、 体調不良を感じたら商品の使用を中止しましょう。



「お試し500円」のダイエットサプリを注文した。いつでも解約できる定期購入だった。3日ほど飲んで下痢をしたので飲むのをやめた。2回目の購入を止めたくて事業者者に電話をかけているが、全くつながらない。どうしたらよいか。（20代 学生）



「モニター価格400円」のダイエットサプリを購入し、飲んだら下痢と皮膚のかゆみの症状が出た。医師からはサプリを飲むのをやめるように言われた。娘は、1回のみで購入だと思っていたが、2回目に20袋が届き、約4万円の請求を受けた。解約したいが事業者の対応に不満だ。（高校生の親からの相談）

## （アドバイス）

- ◆インターネット通信販売の健康食品で、下痢等の消化器症状やかゆみ等の皮膚症状が出たとの相談も寄せられています。体調がおかしいと感じたら商品の使用を中止し、状態が改善しない場合は医師に相談しましょう。
- ◆インターネット通販で商品を購入する時は、「購入ボタン」をクリックする前に、商品の情報、契約内容、事業者の情報をしっかり確認しましょう。
- ◆困ったときは、お近くの消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

「購入ボタン」をクリックする前にここを確認

- ☑ 割引価格の「初回」「お試し価格」は、定期購入が条件となっていないですか？
- ☑ 契約内容を記録しましょう。  
（販売サイトや申込みの最終確認画面を印刷する、スクリーンショットを撮る など）
- ☑ インターネット通販をはじめ通信販売では、クーリング・オフ制度はありません。  
解約や返品条件を確認しましょう。
- ☑ 購入先であるネット通販事業者の連絡先（名称、URL、電話番号、メールアドレス、住所等）をメモに控えておきましょう。

ここも大事！

健康の維持・増進の基本は、「栄養バランスのとれた食事、適度な運動、十分な休養」です。  
食事、運動、休養の質を高めるための補助的なものとして、健康食品を上手に利用しましょう。

## ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999（日曜日も電話相談可）

福岡市 092-781-0999（第2・第4土曜日も電話相談可）

北九州市 093-861-0999（土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで）

\* 消費者ホットライン TEL（局番なし）188（いやや!）

（あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します）

※ナビダイヤル通話料金が発生します

